

# 陳 情 回 答 綴

(陳情第9号～第21号)

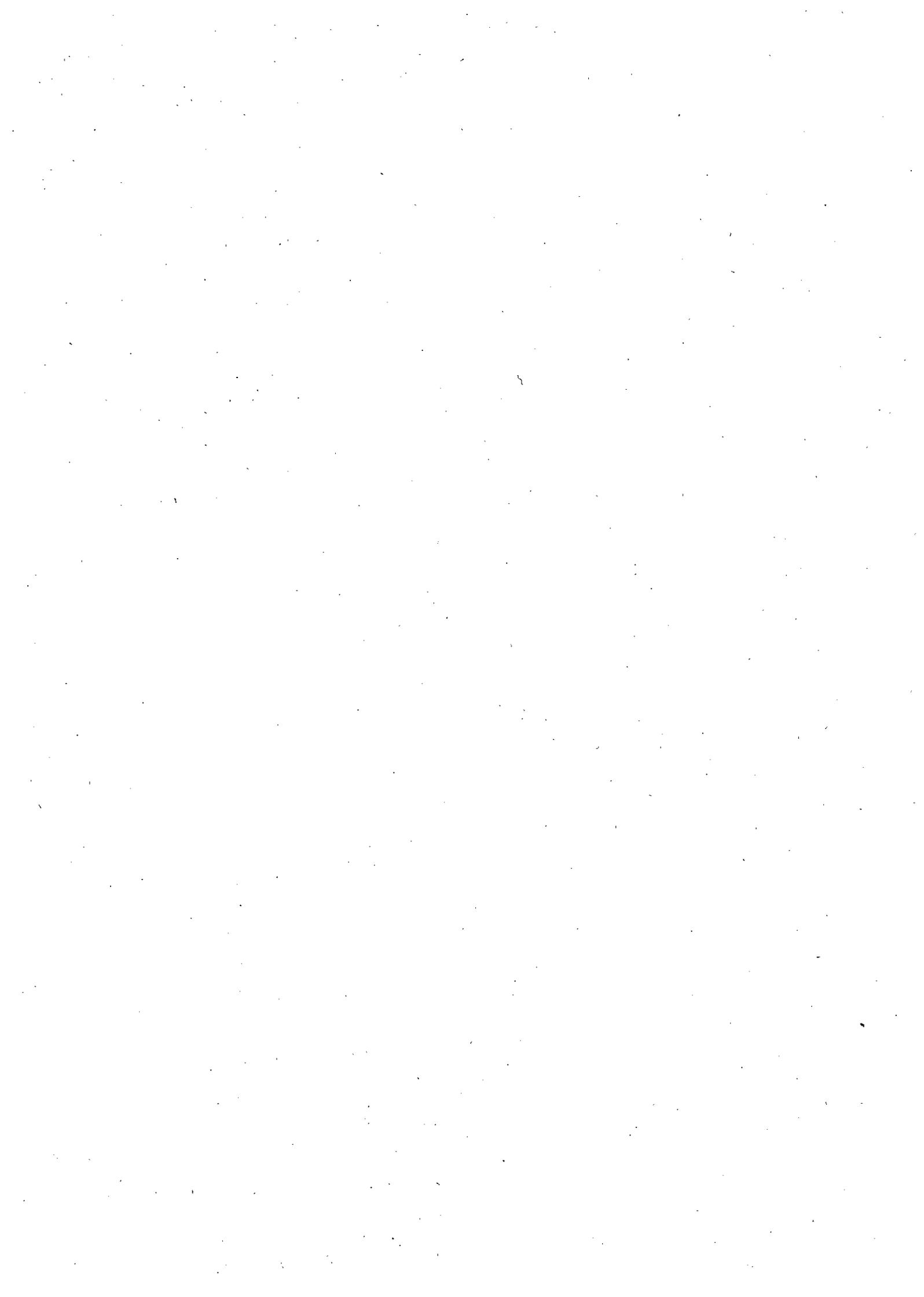
平成29年第1回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会



# 目 次

陳情第 9号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 10号	個人番号の記載について……………	17
陳情第 11号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 12号	堺市議会喫煙所について……………	43
陳情第 13号	個人番号の記載について……………	45
陳情第 14号	行政にかかる諸問題について……………	47
陳情第 15号	障害者施策の充実について……………	63
陳情第 16号	視覚障害者施策の充実について……………	65
陳情第 17号	木材の利用促進について……………	67
陳情第 18号	交通施策について……………	69
陳情第 19号	近畿大学医学部堺病院について……………	71
陳情第 20号	放課後施策について……………	73
陳情第 21号	放課後施策について……………	75



番 号	陳情第9号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月28日
<p>(審査結果)</p> <p>第2項</p> <p>現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項をできるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様は議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第9号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（企画部）</p> <p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>第4項（広報部広報課）</p> <p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も分かりやすい紙面作りに努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（行政部行政管理課・人事部人事課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</p> <p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい担い手を選択し、適正に人員配置を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>第6項（行政部情報化推進課・人事部人事課）（市長公室広報部市政情報課）</p> <p>マイナンバー制度では、税務署や年金事務所、市役所などの各機関が所有している個人情報をまとめて管理する「一元管理」は行わず、従来どおり各機関において管理する「分散管理」を採用し、各機関が適切に個人情報を管理しています。</p> <p>また、市が行っている事務事業については、その内容に応じて各業務に最もふさわしい担い手を選択し、適正に人員配置を行っていく必要があると考えています。派遣労働者や短期臨時職員を含む全ての職員は、堺市個人情報保護条例により、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、万が一盗用等を行った場合には罰則が課せられるなど、個人情報保護の徹底を図っています。</p> <p>今後も個人情報の適正な取扱いについては、引き続き組織として厳格に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行っており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、堺まつりでの自衛隊音楽隊の演奏については、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（危機管理室危機管理課）（各区役所自治推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校指導課）</p> <p>市民の皆様への危機管理意識啓発の取組みとしまして、「広報さかい」において、毎年、6月の出水期前に土砂災害等、風水害への警戒を啓発する記事を、また、9月1日の防災の日に合わせて災害への備えに関する記事を掲載している他、平成28年度は、5月号及び6月号で、平成28年熊本地震の被災地支援の状況や地震への備えについての記事も掲載しました。</p> <p>また、「区別防災マップ」を平成28年4月に全戸配布するとともに、市ホームページでも公開しているところです。</p> <p>その他、毎年7月31日の堺大魚夜市での、安政元年（1854年）の安政南海地震を記した石碑「擁護璽（ようごじ）」の見学や、9月の防災週間における「大阪880万人訓練」、市民の皆様と行政の協働による避難所運営ワークショップや避難所運営訓練の実施等、様々な取組みを行っていることに加え、学校においても、安全教育の一環として避難訓練の実施や、道徳の時間をはじめ社会科や国語科、理科、生活科、特別活動、総合的な学習の時間などの場で、防災に関する学習を行っています。</p> <p>今後も、市民の皆様への防災・危機管理意識高揚につながるよう、より効果的な手法を取り入れながら広報啓発活動を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>各区の区民評議会につきましては、区民の声を反映したまちづくりを進めるため、委員の公募や傍聴者へのアンケートを実施するほか、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>区民評議会の会議は、公開で実施しており、会議の結果につきましても、各区ホームページのほか、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>今後も引き続き、議論の進捗状況や調査審議している内容などについて、広く区民の皆さまにご理解いただけるよう、お知らせしてまいります。</p> <p>第10項（男女共同参画推進課）</p> <p>本市は、平成24年3月に策定した、「第4期さかい男女共同参画プラン」に基づき、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画し、創造できる「男女共同参画社会の実現」をめざし、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>男女共同参画交流の広場は、個人やグループが男女共同参画社会の実現をめざし活動するために誰もが気軽に立ち寄れる情報・交流・相談の場としてご利用いただいています。</p> <p>交流の広場では、今後も引き続き事業内容を充実し、さまざまな機会を通じて広報を行い、ひとりでも多くの方々にご利用いただけるように努めてまいります。</p> <p>第11項（人権部人権推進課）</p> <p>平和安全法制関連2法や集団的自衛権について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、その是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第12項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様には核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（人権部人権推進課）</p> <p>日本国憲法、中でも第9条について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第14項（人権部人権推進課）</p> <p>平和と人権資料館においては、これまでも「いのちの大切さ」を展示の主要なメッセージとし、常設展示を平和ゾーン、人権ゾーン、環境ゾーンで構成し、平和と人権の重要性を発信してまいりました。</p> <p>なお、このような展示は当資料館だけでなく、平和と人権展等商業施設を利用した啓発イベントにおいても展示し、より多くの市民への周知を図っています。</p> <p>第15項（人権部人権推進課）</p> <p>平和と人権資料館においては、ビデオ等が常時視聴できるほか学校等に対して貸出しも行ってまいります。</p> <p>今後も、同資料館においては、戦争の悲惨さと平和の尊さ、お互いの人権を尊重することの大切さを次世代に語り継ぎ、戦争の記憶を風化させない取組を進めてまいります。</p> <p>第16項（人権部人権推進課）</p> <p>平和と人権資料館の平和ゾーンでは、模型と映像を組み合わせた映像装置で、多くの方の空襲体験談をもとに再現した堺大空襲の悲劇が追体験できるようになっております。</p> <p>今後も、来館された方にわかりやすく効果的な展示となるよう取組を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいております。</p> <p>子ども医療費助成制度の年齢要件の拡大につきましては、「子育てのまち・堺」の実現に向け、子育て支援施策全体の中で考えてまいります。</p> <p>第18項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市としましては、介護報酬改定及び制度改正にあたって、保険者の意見を十分反映し、被保険者の生活及び保険者の財政運営に混乱をきたさないよう、国に対して要望しております。</p> <p>今後も引き続き、次期改正に向けては、被保険者が必要な介護が受けられなくなるような最大限配慮すること、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること等を、国に対して要望してまいります。</p> <p>第19項（長寿社会部高齢施策推進課）</p> <p>堺市では、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施します。これに加え、多様な主体によるサービスの提供を考えており、堺市独自の研修を実施することにより、質の確保に努めてまいります。</p> <p>また、予算については、要支援者の在宅生活を支えるための必要なサービスが提供できる予算の確保に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護職員が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇の改善を行うことは喫緊の課題であり、平成27年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算の充実が図られました。</p> <p>また、国において、平成29年度介護報酬改定により、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行う予定です。</p> <p>本市においては、介護人材の確保は重要であることから、さかい介護人材確保育成支援事業として、介護事業者が自律的に職場環境改善に取り組めるよう、職場環境を自己点検する取組や研修会等を実施しています。</p> <p>また、介護職員の離職防止など定着に結びつくよう対策を講じることを、国に対し要望しているところです。</p> <p>第21項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円/年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円/年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市におきましても健康寿命の延伸に向けて、各種生活習慣病対策を進めることは重要であると考えており、平成26年3月に策定した「健康さかい21（第2次）」において「生涯にわたるところと体の健康づくり」「健康を支える地域社会づくり」「生活習慣病の早期発見、重症化予防」の3つの戦略を定め、総合的・一体的に推進しているところでございます。</p> <p>生活習慣病については、予防と疾病の早期発見、早期治療が重要であり、正しい知識の普及と啓発を行うため、保健センターや医療機関、各種関係機関と連携し、市民の方へ定期的な検診の重要性を認識いただく働きかけや、予防意識を向上していただくための講演会や啓発に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、国民健康保険に加入されている方に実施している特定健康診査の案内に各種がん検診を同時に受診できる医療機関の掲載や、未受診者へは受診勧奨のハガキを送付するなど受診率の向上を図っております。</p> <p>さらには、平成28年度から、身近な医療機関で胃がん、肺がん検診を開始し実施体制の強化にも取り組んでおり、全国健康保険協会が実施する特定健康診査会場での胃・肺・大腸がん検診の集団検診の同時実施を行うなど、様々な機会を通じて検診受診の利便性向上についての取り組みも実施しております。</p> <p>今後は、これらの施策をより推進し、市民の健康意識を高めながら、各種検診の受診率向上を図り、健康寿命の延伸への取り組みを進めてまいります。</p> <p>第23項（生活福祉部生活援護管理課・医療年金課・長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市では、高齢者を対象に、老人医療費助成制度を実施しています。年齢や障害の程度、所得基準を満たす必要がありますが、本制度により保険診療に係る自己負担の軽減を図ることができます。</p> <p>介護保険については、負担能力に応じたきめ細かな保険料段階の設定を行うとともに、一定の要件を満たす低所得者の方に対し、保険料軽減措置や利用料の自己負担額の上限設定、社会福祉法人による利用者負担軽減措置などを実施しております。</p> <p>また、生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項、第25項、第27項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行については、まず昨年4月から5月にかけて各保育所において説明会を開催し、その際、保護者の方からいただいたご質問等のうち、詳細が決まっていなかった項目については、昨年8月末から9月にかけてご提示するとともに、保育所を通じて保護者の方への説明を行いました。</p> <p>移行後も引き続き、公立保育所が従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市における公立保育所の民営化は、限られた財源のもと民間活力を導入し、多様化する保育需要に対応しながら、市民ニーズの質の維持・向上を図るものです。民営化後の保育所では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることとなります。</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに認可保育所などの創設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。今後とも引き続き、保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、必要な施設整備に取り組んでまいります。</p> <p>また、国における公定価格では、3歳児に係る保育士等の配置基準を改善できる加配があるとともに、本市独自の運営補助金においても、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善が可能となる補助項目を設けております。同様に、公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、運営補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等を図っているところです。</p> <p>第26項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として児童扶養手当の実施をはじめ、看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金事業などの就労支援を行っています。平成28年度からは、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施するなど、支援策の充実・強化に努めています。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、平成29年4月からのガス小売全面自由化を前に、電力・ガス小売全面自由化講座を開催するなど、情報提供につとめています。また、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。</p> <p>なお、平成29年1月現在、市内63校の公立小中学校には太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの利用を進めています。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（商工労働部産業政策課）</p> <p>堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海（ホンハイ）精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷（DNP）株式会社とも事業統合（出資）した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が、同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果がなお一層期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、5社に対し条例認定を行ったところであり、5社の認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>なお、条例の対象となる建物及び設備に係る投資額の累計は、平成29年1月までで、約10,330億円、雇用見込の累計は約6,560人であり、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後とも、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的として、平成27年4月から施行しております『堺市ものづくり投資促進条例』等の施策を通じ、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項（経営管理部経営企画課）</p> <p>水道事業は公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活および生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。このようなことから、本市では、民間の高い効率性が期待できる検針業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保したうえで、民間企業と連携し、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項(1)(学校管理部保健給食課)</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>また、中学生にとって必要なエネルギー量を確保し、多様な食材や調理法を適切に組み合わせた食事内容とするため、副食の内容を充実し、食材の安全性や品質の確保を行うことができるよう給食費の設定を行っておりますので、御理解願います。</p> <p>なお、中学校給食の就学援助の適用につきましては、課題のひとつであると認識しております。</p> <p>第31項(2)(教職員人事部教職員人事課)</p> <p>権限移譲に伴い、平成29年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)が改正され、本市を含む政令指定都市においては、同法が定める標準のもと、当該政令指定都市が、義務教育諸学校の学級編制を行い、教職員の定数を定めることとなります。</p> <p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国に対し引き続き要望するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、これまでの研究成果を踏まえ、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p> <p>第31項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>放課後児童対策事業(のびのびルーム事業)は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、平成28年度におきましては、当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。事業開始当初は、民間事業者にもノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。</p> <p>しかし、最近では、府内で、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るためには、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p> <p>事業運営につきましては、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質を確保することができるものと考えております。また、より良い企画提案による事業者を選定することにより、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境をより一層整備できるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項(4)(学校管理部保健給食課)</p> <p>本市における学校給食は、平成8年に発生したO157学童集団下痢症の教訓を踏まえ、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、実施主体である本市が、衛生管理及び安全管理に責任を持って取り組んでいるところです。</p> <p>第31項(5)(学校教育部学校指導課)</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施しており、本市におきましても参加をしているところです。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	財政局
件 名	個人番号の記載について		
<p>第2項（税務部市民税管理課）</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、横断的な共通の番号を利用することで、効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されました。</p> <p>平成29年度からの「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）第19条第1号の規定により、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供できる」とされています。</p> <p>また、番号法第9条第3項の規定において、「当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされており、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務に限って利用できるとされています。</p> <p>これにより、特別徴収義務者は個人番号を利用し、市町村と一体となって円滑に特別徴収関係事務を進められることとなり、個人住民税の税務手続を通じて、公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待されます。</p> <p>地方税法第43条において、市町村は、総務省令で定める様式に「準じて」特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を作成することとされていますが、地方税法第2条において「地方団体はこの法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」と規定されており、総務省によれば、同条は「地方税法によって地方団体の選択に委ねられている事項以外で任意の規定を設けることは許されていない」と解釈されています。したがって、様式に定められている個人番号欄を削除することや個人番号欄に個人番号を記載しないことはできないと総務省から伺っております。その上で、個人番号の表示についても、地方税法施行規則第2条第1項に規定する第3号様式備考3において「「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号を記載すること。」とあることから、12桁表示する必要があると総務省から伺っております。</p> <p>このため、地方税法第321条の4第1項及び同法施行規則第2条第1項に規定する第3号様式により、事業者に対し特別徴収により個人住民税が徴収される従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を送付する場合には、12桁の個人番号を記載して送付することとなります。</p> <p>本市では、法令に則って事務を進めていく予定ですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>			



番 号	陳情第11号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月28日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>本会議における質疑のあり方については、これまでも議会力向上会議等において検討を重ね、一問一答制の導入や、議案質疑の充実などに取り組んでまいりました。また、今定例会では、委員会審議とすみ分けることを重視し、より大綱的な質疑を中心に行う代表質問を試行するなど、政策審議に資する新たな手法に取り組み、審議の充実を図っているところです。</p> <p>今後とも、本会議等における活発な議論を通じ、議会の権能を十分に発揮し、二元代表制の一翼としての役割を果たしていきたいと考えております。</p> <p>第2項</p> <p>本市議会においては、これまで政務活動費のより一層の適正な運用に向けて、「政務活動費の運用指針」を見直してきました。ご指摘の件についても見直しを行っており、平成27年5月から「議員と生計を一にする親族への支出に政務活動費を充当することはできないこと」、平成28年4月からは、より一層厳格に運用するため、「議員と生計を一にしている親族及び生計を一にしている者（共同で生活している者等）への支出に政務活動費を充当することはできないこと」としております。今後も、政務活動費の使途の透明性の確保及び適正な運用に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第11号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月28日
<p>(審査結果)</p> <p>第3項</p> <p>まず、議員定数の削減については、平成25年6月24日本会議において、議員提出議案第19号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」を賛成多数で可決し、議員改選後の平成27年5月より議員定数を52名から48名に改め、4名削減しております。</p> <p>次に、議員報酬の削減については、これまで議会において、議員の活動や市民への影響も考えられることから、慎重な議論が行われてきました。また、堺市特別職報酬等審議会から出された意見（平成29年3月3日）においても、本市の財政状況や他の政令指定都市との比較などにより、議員報酬の改定を行う状況ではなく、現行のまま据え置くべきとの意見も報告されています。</p> <p>二元代表制の一翼を担う本市議会といたしましては、行政に対するチェック機能を果たすとともに、市民に身近で開かれた議会をめざし、なお一層議会改革に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第11号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（行政部情報化推進課・人事部人事課）（市長公室広報部市政情報課）</p> <p>個人情報流出事案の再発防止対策として、平成28年2月定例会における「個人情報保護対策と情報セキュリティ対策に関する決議」を踏まえ、職員の情報セキュリティ意識を高める取組としてeラーニングや集合研修等を実施するとともに、データを外部に持出しする際のチェックの更なる厳格化等を進めています。</p> <p>不祥事の発生防止策としましては、庁内ホームページに綱紀保持の基本方針、職員の心構えを常時掲載し、職員への周知徹底を図るとともに、毎年2回、全職員に対して服務規律の確保の通知を行い、職員の綱紀保持の徹底に取り組むとともに、職員による非違行為があった場合には、厳正に対処しているところです。</p> <p>今後も、再発防止対策を進めるとともに、職員の適正な服務規律の確保に努めてまいります。</p> <p>第5項（人事部人事課）</p> <p>堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とする服務の根本基準が定められています。</p> <p>これを受け、本市においては、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や全職員に対する服務規律の確保の文書通知などを通じて、服務規律の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な機をとらえて職員への周知徹底を図り、服務規律の確保に取り組んでまいります。</p> <p>第6項（行政部行革推進課）</p> <p>本市では、現在、「第2期行財政改革プログラム」に基づき、計画期間である平成26年度から29年度の4年間で、歳入の確保や歳出の削減を合わせて320億円以上の効果額を目標として行財政改革に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、事務事業の見直しをはじめ、要員管理の推進、ICTの活用や内部管理マネジメントの推進などによる組織及び運営の合理化、外郭団体の見直しのほか、市税等の収納率の向上や様々な手法による歳入確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、将来にわたって市民サービスの維持・向上を図るとともに、財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、新しい行政課題にも柔軟に対応するため、行財政改革に不断に取り組み、より効果的な行財政運営を推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（行政部行革推進課）（市長公室企画部）</p> <p>本市では、外郭団体が経営資源を戦略的に活用し、低コストかつ良質なサービスを継続的に提供するとともに、健全で自立的な経営基盤を確立するために、平成24年度から堺市外郭団体経営評価システムを本格導入しています。</p> <p>経営評価システムにおいては、団体の中期経営計画を策定することにより、団体の設立目的や所管局が団体に求める役割、めざすべき将来像を明らかにするとともに、環境分析を行いながら、対応方針や経営目標を定めています。また、決算時には、毎年度、団体と所管局が共同で経営評価を実施し、事業目標や達成状況等について検証を行っています。</p> <p>これらの取組については、堺市ホームページで公表しており、今後も外郭団体のガバナンス力の強化を推進するとともに、透明性を確保し、市民目線に立った改革を進めてまいります。</p> <p>公益財団法人堺都市政策研究所については、堺市が持続的に発展していくための政策の立案、提言、調査研究や施策の有効性を補完するための効果検証等を一定の独立性を持った立場から行っていく研究所です。また、堺市が政令指定都市として南大阪地域の活性化と地域の核としての役割を期待される中、堺市及び南大阪地域の自治体等に対して中長期的な見地から提言等を行う重要な役割を担っております。これらの活動に鑑み、補助金の支出についても必要であると考えています。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（財政部財政課）（総務局行政部行革推進課）</p> <p>堺市マスタープランは本市の都市経営の基本戦略であり、市民の元気、幸せを実現するため、また、その礎となるまちを発展させていくための政策の方向性を示しています。</p> <p>そのリーディングプロジェクトである子育て、歴史・文化、ものづくりの「堺・3つの挑戦」に加え、「市民が安心、元気なまちづくり」と「都市内分権の推進」に経営資源を重点化することで将来にわたって持続可能な都市経営を実現することとしています。</p> <p>これらは堺市マスタープランを牽引するリーディングプロジェクトに関する考え方を示したものであり、これに沿った主な新規・拡充事業について、紙面等の都合はありますが、「広報さかい」や「予算案の概要」などに事業名称・内容・金額をお示ししているところです。これらは市のホームページや市政情報センター、図書館などにも配架しておりますので、是非ご覧ください。</p> <p>本市では、今後とも、限られた資源を「堺・3つの挑戦」、「市民が安心、元気なまちづくり」「都市内分権の推進」に資する効果の高い事業に重点的に投資することで、住みたいまち、住み続けたいまちの実現に向け、堺市マスタープランを着実に推進してまいります。</p> <p>第9項（財政部財政課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・国民健康保険課・医療年金課・長寿社会部介護保険課）</p> <p>医療・介護・生活保護の制度改革については、現在、国において、社会保障の充実・安定化とそのため安定財源確保と財政健全化の同時達成をめざして、社会保障と税の一体改革が進められております。</p> <p>本市においても、引き続き国の動向等を注視してまいります。</p> <p>平成27年度決算における臨時財政対策債を除く普通会計の市債残高は2,307億円であり、市民1人あたりの市債残高は27万円となっています。他の政令指定都市と比較しますと、市民一人あたりの市債残高は、5番目に少ない位置になります。</p> <p>また、自治体財政の健全性を見る指標として健全化判断比率があります。平成27年度決算における堺市の財政状況は、実質公債費比率は5.5%で政令指定都市中4位、将来負担比率は15.6%で政令指定都市中3位とそれぞれ国の基準を大幅にクリアし、トップクラスの健全性を保っております。</p> <p>今後とも臨時財政対策債を除く市債残高に留意しながら財政運営を行うことで、財政の健全性を維持できるよう、徹底した行財政改革に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市の財政状況については、広報さかいやホームページなどで公表し、市民の皆様にお知らせしているところです。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（財政部財政課）</p> <p>まず、税源涵養に向けた産業の活性化の主な取り組みとしては、本社機能誘致などのインセンティブを高め、地域に根差した投資の誘導に重点を置いた堺市ものづくり投資促進条例を施行し、継続して企業誘致などによる投資を促進しているところです。堺市ものづくり投資促進条例の認定件数は、旧堺市企業立地促進条例の認定件数も含めると、平成29年1月末時点で、認定件数97件、認定投資見込み額約1兆324億円、雇用見込数約6,570人、うち市内居住見込数約2,290人となっています。</p> <p>また、産業の活性化のほか、人口の定着、誘導に向けた子育て支援施策の充実や、本市の歴史文化を活かした交流人口の増加策にも力を入れているところです。</p> <p>平成29年度当初予算では、「ひとづくり・まちづくり」をキーワードに、関連施策に予算の重点配分を行いました。</p> <p>まず、「ひとづくり」では「切れ目のない子育て支援の充実」を図りました。具体的には、上のきょうだいの年齢制限や世帯の所得制限を設けず、0歳から5歳児を対象に第3子以降の保育料の無償化や、政令指定都市の権限と財源を活用した小学校の少人数教育の実施など、子育て世帯に選ばれるまちをめざした取り組みを進めてまいります。</p> <p>次に、「まちづくり」では堺東エリアなどの中心市街地の活性化や、まちびらきから50周年を迎える泉北ニュータウンの活性化を図る取り組みを進め、交流人口や定住人口を増やし、にぎわいの創出に努めてまいります。</p> <p>さらに、中小企業などの産業振興にも引き続き力を入れているところです。</p> <p>今後も市税収入の確保に向け、税源涵養に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項①（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙に関する意識調査によると、若者が投票を棄権する理由として、「選挙に関心がなかったから」や「適当な候補者や政党がなかったから」という回答が多くなっています。</p> <p>選挙管理委員会では、主に高等学校や支援学校の学生向けに、選挙や政治に関心を持ってもらい、自分が持っている選挙権行使の大切さを認識してもらうとともに、投票することへの懸念をできるだけ払拭するため、昨年度から出前授業や模擬投票の積極的な活用を高等学校等においてしています。</p> <p>また、学校内の生徒会選挙等に実際の選挙で使用する投票箱や記載台等の備品の貸出しも行っていきます。今後も、より多くの学校に活用していただくため、高等学校等と緊密な連携を図り、学生の政治意識の向上に努めてまいります。</p> <p>第11項②（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙権年齢が引き下げられた理由としては、少子高齢化の進んでいる我が国において、これからの社会を担うことになる若い世代に政治に関与してもらいたいと考えられたこと、また、諸外国では18歳以上に選挙権を与えている割合が世界全体の92%以上になっていることが挙げられます。これらの要因を総合的に判断し、今回の法改正になったものです。</p> <p>第11項③（選挙管理委員会事務局）（教育委員会事務局学校教育部学校指導課）</p> <p>主権者として求められる資質・能力の育成については、発達段階を踏まえ、租税の役割の理解、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小学校社会）ことや、民主政治の推進と公正な世論の形式や国民の政治参加との関連についての考察（中学校社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（特別活動）などについて、今後も取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部高齢施策推進課・障害福祉部障害者支援課）</p> <p>本市では、大きな影響を及ぼす可能性のある南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が危惧される中、公共施設や道路、橋梁等の耐震化、備蓄の拡充、自主防災組織の活動への支援、津波避難対策、避難行動要支援者対策などの防災・減災対策を進めております。これらの取組みについては、市ホームページで公開しておりますが、市民の皆様に対し、堺市の防災対策を総合的にご理解いただけるよう、ホームページの構成を改善するなど、よりわかりやすい広報に引き続き取り組んでまいります。また、高齢者や障害者をはじめ妊産婦や乳幼児等を含めた避難行動要支援者対策を進めていく際には、当事者やその家族のご意見等をよく踏まえ進めてまいります。</p> <p>第13項（危機管理室防災課）</p> <p>本市では、市民に対して、災害発生時のとるべき行動や事前の備え等の防災に関する情報を市ホームページをはじめ、区別防災マップの全戸配布や防災ガイドブックによる出前講座、防災訓練や各種イベントでの啓発など、様々な機会を通してお知らせしております。今後も市民の皆さまに防災意識・知識をより高めていただくために、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（人権部人権企画調整課・人権推進課）</p> <p>本市では平成19年に「平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施しているところです。</p> <p>今般、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されたことを受け、その趣旨をふまえ、より一層、誠実に施策を推進することにより、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。</p> <p>また、市民のみなさまに性的マイノリティの方々に対する理解を深めていただけるよう、今後とも様々な機会をとらえて、講演会等の啓発や人権相談員を対象とした研修の充実に努めてまいります。</p> <p>第15項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>各区の区民評議会につきましては、区域の実情や区民のニーズを反映したまちづくりを進めるため、委員の公募や傍聴者へのアンケートを実施するほか、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>また、区民評議会において議論や調査審議し、各区で進められているまちづくり事業については、その事業概要とともに予算額をHPで公開し、広く皆様にお知らせしているところです。</p> <p>今後も引き続き、区域の実情や区民のニーズを反映した魅力あるまちづくりが進められるよう、議論の進捗状況や調査審議している内容、それらを反映したまちづくり事業などについて、広く区民の皆様にお知らせしてまいります。</p> <p>第16項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>堺市区民評議会条例は、議決の際、区民評議会の有効性の検証、区民の声の反映、区域間格差が生じないよう均衡ある発展への配慮、委員の公平な選定、調査審議等の過程や答申における中立性及び公平性の担保、などが付帯決議として付されております。</p> <p>各区の区民評議会につきましては、区民の声を反映させるために、委員公募や傍聴者へのアンケートを実施するなど、付帯決議の趣旨を十分尊重するとともに、会議結果を公開することで透明性の向上も図っており、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、区域の課題を区域で受けとめ、区域で課題解決が図っていけるよう、これまでの取組内容、区民評議会の果たすべき機能・役割を視点とした検証を踏まえ、区民評議会により効果的な運営を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>各区の区民評議会では、「地域のつながり強化」や「健康づくり」、「地域と連携した防災・減災対策」など、区域の多様な課題や実情、区民のニーズを反映した諮問事項について、議論や調査審議が行われております。</p> <p>また、区民の声を反映し、魅力あるまちづくりを進めるため、委員の公募や傍聴者へのアンケートを実施するほか、今後のまちづくりの方向性について一緒に議論を行うハート&amp;トークセッションを各区で開催し、区民の皆様からまちづくりについての多様なご意見をいただいているところです。</p> <p>今後も引き続き、ハート&amp;トークセッションなど様々な機会を通じていただいた区民の皆様の声、区民評議会での議論に活かすなど、区民評議会が幅広い区民の意見を反映したより効果的なものとなるよう運営を行い、区域の課題や実情、区民のニーズを反映した魅力あるまちづくりを推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>特別児童扶養手当の認定につきましては、新規認定請求書が所管の区役所・地域福祉課に提出されてから認定を行うまで、標準処理期間を75日（療育手帳の意見書が必要な場合は120日）と定めて事務を行っています。</p> <p>書類の審査や診断医による認定診断書の判定等を経て認定を行うには、標準処理期間と定めている事務処理の期間は通常必要となりますのでご理解ください。</p>			
<p>第19項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>保険年金電算システムの改修時の設定誤りに起因して、平成28年6月に発生した国民健康保険被保険者の一部世帯における保険料の算定額誤りについては、速やかに事実関係を公表するとともに、対象世帯にお詫び申し上げて、正しい算定額に更正するなどの対応を講じました。また、関係職員に対しては厳正に対処を行いました。</p> <p>ご迷惑をお掛けした市民の皆様に対しては、改めて深くお詫びを申し上げるとともに、今後保険年金電算システムの改修に当たっては細心の注意を払うなど、二度と同様の事故を繰り返さないよう万全を期してまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（障害福祉部障害者支援課）（総務局行政部行革推進課・人事部人事課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、堺市地域就労支援センターやさかいJOBステーションにおいて、ハローワーク堺等の関係機関や庁内関係課と連携しながら、障害者をはじめ、若者、中高年齢者や母子家庭の母親等、働く意欲・希望がありながら、様々な要因のため就労できない就職困難者に対し、各種就労支援施策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、障害者の就労に関し、引き続き、障害者就業・生活支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、就労に向けた、障害者への職業準備訓練や職場実習の斡旋、就労に係る相談等を行うとともに、雇用側に対するアドバイスや、企業へ職場実習の場の確保を積極的に行ってまいります。</p> <p>(1) 本市は、身体に障害のある方を対象とする採用枠を設けて職員採用試験を実施しており、毎年若干名を正規職員として継続的に雇用しております。</p> <p>今後も引き続き有為な人材の採用に努めてまいります。</p> <p>また、所管部局等と連携のもと、市の関係する外郭団体においても障害者雇用が促進されるよう、周知・啓発等に努めてまいります。</p> <p>(2) 障害者雇用促進法をはじめとする法律遵守による障害者雇用対策については、ハローワークにおいて、職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談を受けるとともに、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練、障害のある方の態様に応じた多様な委託訓練及び各種助成金の案内も併せて行っているところです。</p> <p>本市では、ハローワーク堺、大阪労働局等と連携し、市の広報紙、ホームページ、メールマガジン等各種媒体を活用して、関連情報の周知に努めるとともに、国、府、関係機関等の発行するリーフレット等を配架するなど、事業主、人事労務担当者、勤労者等への周知啓発に努めているところです。今後とも、国、府等と連携し、関係法規等が遵守されるよう普及啓発を行ってまいります。</p> <p>(3) 障害者雇用については、近年のノーマライゼーション理念の浸透や事業主の皆様の理解と関心の高まりの中で、徐々に改善がみられているところですが、依然として法律で定められている障害者雇用率を達成していない企業も見受けられます。そのため本市では、ハローワーク堺と共催で、市内企業の事業主や人事労務担当者を対象に、障害者雇用に関する理解を深めることと、本市内における障害者の雇用の促進・安定を目的とした「障害者雇用促進セミナー」を開催しております。セミナーには市域の特別支援学校の高校生を指導する先生方にも参加していただき、特別支援学校の設置目的や学校生活、卒業後の進路等に関する説明時間を設けることで、障害を持った生徒の雇用促進のより一層の推進を図るための取組となっております。</p> <p>また同時に、本市では、ジョブシップ堺（公益財団法人堺市就労支援協会）内に「堺市</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>地域就労支援センター」を開設し、就労相談や職業能力開発講座などの就労支援を行うとともに、ハローワーク堺との共催により、「さかい障害者面接会」を開催しております。</p> <p>今後も、関係機関と連携・協力しながら、堺市域における特別支援学校卒業生をはじめとする障害者の雇用促進を支援してまいります。</p> <p>第21項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>堺市立健康福祉プラザは、障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設です。当施設における支出総額は平成27年度決算で約4億2千3百万円となっておりますが、この内、人件費は、市民交流センターで約6千9百万円、視覚・聴覚障害者センターで約7千6百万円、生活リハビリテーションセンターで約6千4百万円、スポーツセンターで約5千9百万円となっております。総額が約2億6千8百万円となっております。</p> <p>当施設は様々な事業の運営のほか、前述の4センターを含め、12の機能を併せ持つ複合施設として、プール、体育室、トレーニングルーム等、多様な設備にかかる維持管理経費や施設全体の光熱水費なども必要となるため、このような金額になっているものです。</p> <p>なお、これらの経費は、事業運営等による収入と、市から指定管理者へ支出される指定管理料（管理運営委託料）でまかなわれております。</p> <p>また、当施設の事業運営に係る収支状況等については、市ホームページや市政情報センターで毎年公表しているところです。</p> <p>本市では、引き続き指定管理者制度による施設運営を行い、民間事業者等の経営ノウハウを活かした効率的な施設運営に取り組んでまいります。</p> <p>第22項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護等を行う「介護給付」や、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」など、障害福祉サービスの給付を行っております。</p> <p>また、併せて、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」や、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」などの給付も行っているところです。</p> <p>引き続き、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々のニーズに応じたサービスの適正な給付に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（児童自立支援施設整備室）</p> <p>現在、国や関係機関、また庁内関係部局との協議など候補地に関する調整を進めているところであり、候補地に関する調整等が完了次第、具体的な設計など整備事業を進めてまいります。</p> <p>なお、今後とも、候補地周辺の自治会に丁寧な説明を行ってまいります。</p> <p>第24項（子ども青少年育成部子ども企画課・子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）（教育委員会事務局総務部学務課・学校教育部学校指導課）</p> <p>本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の構築に向け、関係部局が連携してさまざまな取組を実施しています。</p> <p>平成27年4月から、生活保護受給世帯並びに児童扶養手当受給世帯及び市民税非課税世帯等の高校生等を対象に「堺市学習と居場所づくり支援事業」を実施しており、支援対象者の学力に応じた学習支援や、一人ひとりの居場所づくりのための支援を行い、学習習慣の形成や社会性の育成などに取り組んでいるところです。</p> <p>経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対しては、学校教育法の趣旨に基づき、学用品費等の費用の一部を援助する就学援助事業を実施しております。</p> <p>放課後や長期休業中には、小中学校の児童生徒の希望者を対象とした堺マイスタディ事業を行っており、土曜日には、一部の中学校をモデル校として、教育関連企業を活用した学習支援に取り組んでおります。</p> <p>また本年度は、家庭的な環境の中で食事をする機会の少ない子どもに食事と居場所を提供する「子ども食堂」をモデル的に実施し、その中で利用者ニーズや孤食の状況、運営課題等に関する調査も実施しました。このモデル事業の結果を踏まえて子ども食堂の開設支援及びネットワークの構築に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>さらに、ひとり親家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として児童扶養手当の実施をはじめ、看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金事業などの就労支援を行っております。平成28年度からは、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施するなど、支援策の充実・強化に努めています。</p> <p>引き続き、関係部局が密接に連携し、子どもの貧困に関する実態把握に努め、その対策に資する取組の充実・強化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（観光部観光企画課）</p> <p>堺には、神社仏閣のほか、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群や、だんじり、ふとん太鼓などのまつり、包丁や線香といった伝統産業、堺発祥の文化である茶の湯を体験することができるさかい利晶の杜など、外国人観光客に関心の高い歴史文化資源が豊富にあります。</p> <p>特に神社や寺院の皆様には、毎年、春と秋に実施している堺文化財特別公開において貴重な建築物や美術品、庭園の一般公開などに多大なご協力をいただいております。</p> <p>外国人観光客に堺を訪れていただくためには、これらの資源を積極的にPRし、海外での認知度を向上させる必要があると考えております。</p> <p>また、多くの外国人観光客が利用されている関空や、その周辺の泉州地域とも連携しながら、関空から大阪、京都へ向かう外国人旅行者を、できるだけ泉州地域で滞在、周遊してもらえるような取組みを進めていくことも重要であると考えております。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（環境保全部環境対策課）</p> <p>PCB廃棄物の処理に関するガイドライン（平成25年2月改訂）は、環境省で策定されているガイドライン（低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン―焼却処理編―：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）であり、本市ではPCB廃棄物の処理に関するガイドラインは策定しておりません。</p> <p>また、本市において212トンのPCB廃棄物の不適切な処理があったという事実はありません。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第27項（建築部建築課）</p> <p>受注者に対する事前調査への協力については、発注者として、適正な費用負担、設計図書などの情報を受注者に提供することを通じ、受注者による適正な事前調査に協力しております。</p> <p>石綿飛散防止のための契約の締結については、石綿飛散防止をするための対策の一つとして、建築部が工事担当課として発注する建設工事においては、事前調査の実施等について発注者及び受注者の意識を一層高めるため、工事請負契約書を新たに制定し、平成29年2月1日より適用しています。</p> <p>事前調査結果を記した書面については公文書にあたるため、公文書公開については担当課にご相談下さい。</p> <p>第28項（都市再生部臨海整備課）</p> <p>大浜北町市有地において、歴史・文化を活かした海辺の魅力的な交流空間の形成を図るため、商業機能の導入や親水機能等の公共空間の整備を一体的に行う事業者の募集を、平成29年1月から開始しているところです。</p> <p>今後のスケジュールとして、5月に優先交渉権者を決定し、平成29年度中に工事着手、平成31年度中に施設の開業を予定しています。</p> <p>大浜北町市有地が有効に活用され、臨海部のさらなる活性化につながるよう事業に取り組んでまいります。</p> <p>第29項（建築部建築課・ニュータウン地域再生室）</p> <p>北部地域整備事務所で発生した石綿の飛散の恐れのある事故は、請負業者が大気汚染防止法に定める煙突解体に伴う事前調査、調査結果の本市への報告及び石綿排出作業に伴う隔離養生を施さず、解体作業を行ったことが要因で発生したのですが、発注者である本市にも煙突の石綿含有断熱材についての情報提供が不十分であった点もあることから、特定粉じん排出等作業の実施の届出ができませんでした。今回の事故を重く受け止め、二度とこのような事故を起こさないよう再発防止を徹底してまいります。</p> <p>また、泉北ニュータウン内の大阪府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の建替事業を進めるに当たっては、今後とも大阪府等の事業者と密に連携し、必要に応じて住民の方々へ事業の進捗状況等について説明すること及び安全・安心のまちづくりに努めることを求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項（ニュータウン地域再生室・開発調整部建築安全課）（環境局環境保全部環境対策課）</p> <p>アスベストを含む建築材料を使用した建築物・工作物の解体・改造・補修の作業については、作業実施届の審査並びに作業基準及び敷地境界基準の順守等の指導を行っています。また、当該作業における石綿の大気中への飛散防止について、ホームページやリーフレットを利用した啓発活動や研修会の開催により、周知徹底に努めています。また、建設廃棄物の処理に関しましては、建設リサイクル法は、特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。本市は、発注者や建設業を営む者に対し、建設工事にかかる同法の順守について大阪府や大阪府内の特定行政庁と連携しながら啓発に取り組んでいます。</p> <p>泉北ニュータウン内の大阪府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の建替事業を進めるに当たっては、今後とも大阪府等の事業者と密に連携し、必要に応じて住民の方々へ事業の進捗状況等について説明すること及び安全・安心のまちづくりに努めることを求めています。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>原池公園周辺のバス路線は、JR阪和線津久野駅や泉北高速鉄道泉ヶ丘駅から1時間に3～5便程度、また、最寄り駅である深井駅を経由するバス路線もでき、バス利用の利便性は向上しています。</p> <p>原池公園第3期整備では、約350台の駐車場の新設を予定しており、現在の155台と合わせ、公園全体で約500台の駐車場となります。</p> <p>また、多くの利用が見込まれる日には、公園の一部を臨時駐車場として利用することを想定しており、公園外に影響が出ないよう配慮いたします。</p> <p>さらには、バスや送迎車が円滑に出入りできるよう公園内にロータリー機能を設けるとともに出入口の拡幅や出庫ゲートを増設し、車利用の来園者にとって、安心してご利用いただける公園にしていきます。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第32項（学校教育部支援教育課）</p> <p>本市では、支援学級に在籍する児童生徒に対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、適切な指導に努めております。</p> <p>また、発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援のために、授業のユニバーサルデザイン化の推進や教員研修の充実に取り組んでおります。また、学校園に発達障害に関する専門家を派遣し、教員及び保護者に対する指導助言を行うなどの取組も進めております。</p> <p>さらに、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を設け、互いを大切に する態度を育み、共に学び、共に育つ教育の推進に努めております。</p>			

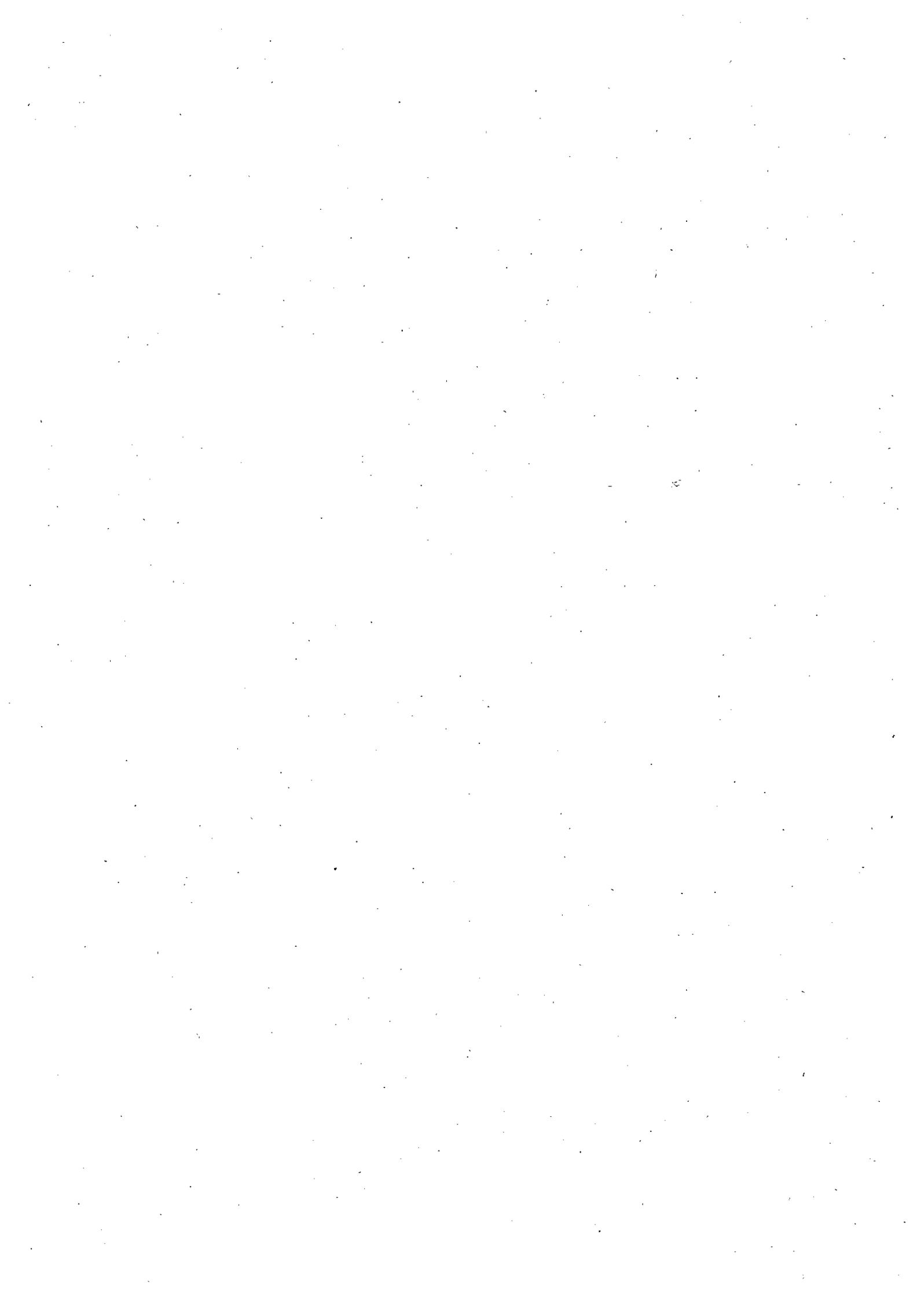
番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>本市におけるいじめの認知件数につきましては、平成27年度は小学校172件、中学校101件です。</p> <p>いじめの未然防止につきましては、子ども自身が対処できる力を身につけることを目的とした「いじめ・暴力防止（CAP）プログラム」や、インターネット等を介したいじめ防止に向けた「ネットいじめ防止プログラム」を実施しており、人権教育や道徳教育、特別活動等を通して、互いを認め合い支え合う集団づくりなどの取組について指導及び支援をしております。</p> <p>早期発見につきましては、教職員が子どものサインを見逃さないように、「いじめ対応チェックシート」を全教職員に配付し、活用を促すとともに、相談先を記載したカードを全児童生徒に配付するなど、電話相談窓口の周知等に取り組んでおります。</p> <p>早期解決に向けては、各学校では、学校いじめ対策委員会等を設置し、初期の段階から情報共有をし、速やかに組織的に対応しております。また、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添うことで、被害児童生徒を守るとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導することで、当該児童生徒の人格の成長を図っております。これらの対応については、教職員全員の共通理解と保護者の協力のもとで取り組んでおります。</p> <p>本市における暴力行為の発生件数につきましては、平成27年度は小学校177件、中学校474件であり、児童の死亡事案はありません。</p> <p>暴力行為につきましては、各学校では、校長のリーダーシップのもと、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、学校のチーム力を発揮して対応しております。</p> <p>また、教員の指導力向上を図り、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや良好な人間関係の構築に向けた仲間づくりを通して、自尊感情の高揚及び規範意識の育成に取り組んでおります。</p> <p>教育委員会事務局では、いじめや暴力行為の対応として、指導主事やいじめ巡回相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察や校長OBからなる危機管理アドバイザーを学校に派遣するなどの支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応しております。</p> <p>今後も安全で安心な学校づくりに努めてまいります。</p> <p>第34項（教職員人事部教職員企画課）</p> <p>府費負担教職員制度の権限移譲に係る教職員人件費に対する財源につきましては、国からの義務教育費国庫負担金や地方交付税の交付及び大阪府からの個人住民税所得割2%の税源移譲により予算を見込んでおります。</p> <p>今後、教職員人件費の内容及びその財源につきましては、市民の皆様にも理解していただけるように努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第35項(1)(学校教育部学校指導課・学校管理部教育環境整備推進室)</p> <p>本市では、児童生徒の発達段階や成長過程に応じた一貫性のある学習指導及び生徒指導のもと、自尊感情や規範意識を高め、総合的な学力の向上を一層図るため、全中学校区において小中一貫教育に取り組んでおります。また、小中一貫教育推進モデル校であるさつき野学園(小・中学校)及び大泉学園(小・中学校)では、施設一体型小中一貫校として義務教育9年間における一貫した教育を推進しております。今後、国の動向やモデル校における取組を踏まえて研究してまいります。</p> <p>また、学校規模に起因する教育課題の解消につきましては、教育環境の充実に向け、学校規模の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>第35項(2)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課)</p> <p>教科書検定申請本の閲覧等の問題につきましては、本市におきましても、複数の教員が、検定中の教科書の内容について意見を述べ、その対価として謝礼を受け取っていたことが判明しました。</p> <p>教育委員会としましては、当該教員からの聞き取り及び採択当時の調査資料・会議録等の確認を行った結果、採択は公正・公平に行われたことを確認しておりますが、当該教員らの行為により教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせたといえるため、昨年4月22日付けで、謝礼を受け取っていた教員に対し、文書訓告(13名)及び嚴重注意(6名)を行いました。</p> <p>また、本市立学校では、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うなどの道徳教育を行うとともに、関連する教科においても指導を行っております。</p> <p>第35項(3)(学校教育部教育センター・生徒指導課・支援教育課)</p> <p>本市におきましては、子どもの学校生活や家庭教育について、24時間体制の子ども電話教育相談(こころホーン)を開設しております。また、ソフィア・堺5階、人権ふれあいセンター3階、本庁高層館11階の生徒指導課において、面接による教育相談を開設しております。また、障害のある幼児・児童・生徒についての就学・進学などに関する相談は、本庁高層館11階の支援教育課にて実施しております。</p> <p>・子ども電話教育相談(こころホーン)072-270-5561(24時間いつでも受け付けております。)</p>			

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第36項（学校管理部保健給食課）</p> <p>学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費や学校給食の運営に要する経費等につきましては、学校の設置者である市町村が負担することとされておりますが、それ以外の経費につきましては、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされております。本市におきましても、給食で提供いたします食材等につきましては、給食費として保護者から徴収を行っておりますので、御理解願います。なお、学校給食の運用につきましては、全ての児童生徒が安心して御利用いただけるよう、今後も引き続き研究を行い、安全で安心な給食が実施できるよう努めてまいります。</p> <p>第37項（学校管理部保健給食課）</p> <p>本市における学校給食は、平成8年に発生したO157学童集団下痢症の教訓を踏まえ、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に取り組んでいるところです。また、学校給食に関する情報につきましては、必要に応じ保護者へ通知しております。</p>			



番 号	陳情第12号	所管局	総務局
件 名	堺市議会喫煙所について		
<p>(行政部総務課)</p> <p>本市での喫煙に対する取組みとして、平成15年5月1日に健康増進法が施行されたことを機に、受動喫煙による市民や職員の健康への影響を防止するため、平成16年4月から本庁舎を含む本市の公共施設において建物内禁煙を推進してまいりました。</p> <p>厚生労働省においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、わが国の受動喫煙対防止策の強化に向けた健康増進法の改正案を今国会に提出される予定です。現在、厚生労働省から示されている改正案においては、官公庁は、「建物内禁煙」とされているところです。</p> <p>こうした状況に鑑み、堺市議会においては、平成28年12月20日の本会議において、積極的な市民の健康増進、受動喫煙防止を図るため、本館11階喫煙所の撤去を含めた建物内禁煙の推進及び敷地内喫煙所の受動喫煙防止対策を求める「受動喫煙防止対策の強化に関する決議」を採択されました。</p> <p>本市としては、その決議を重く受け止め、受動喫煙防止に向けた必要な対策を講じてまいります。</p> <p>また、今後の国の動向を注視しながら、引き続き受動喫煙防止に向けた取組みを推進してまいります。</p>			



番 号	陳情第13号	所管局	財政局
件 名	個人番号の記載について		
<p>(税務部市民税管理課)</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、横断的な共通の番号を利用することで、効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されました。</p> <p>平成29年度からの「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」への個人番号の記載については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第19条第1号の規定により、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供できる」とされています。</p> <p>また、番号法第9条第3項の規定において、「当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされており、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務に限って利用できるとされています。</p> <p>これにより、特別徴収義務者は個人番号を利用し、市町村と一体となって円滑に特別徴収関係事務を進められることとなり、個人住民税の税務手続を通じて、公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待されます。</p> <p>地方税法第2条においては、「地方団体はこの法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」と規定されており、総務省によれば、同条は「地方税法によって地方団体の選択に委ねられている事項以外で任意の規定を設けることは許されていない。」と解釈されています。したがって、様式に定められている個人番号欄を削除することや個人番号欄に個人番号を記載しないことはできないと総務省から伺っております。</p> <p>さらに、個人番号の表示についても、地方税法施行規則第2条第1項に規定する第3号様式備考3において「「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号を記載すること。」とあることから、12桁表示する必要があると総務省から伺っております。</p> <p>このため、地方税法第321条の4第1項及び同法施行規則第2条第1項に規定する第3号様式により、事業者に対し特別徴収により個人住民税が徴収される従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)を送付する場合には、12桁の個人番号を記載して送付することとなります。</p> <p>本市では、法令に則って事務を進めていく予定ですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>			



番 号	陳情第14号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（企画部）</p> <p>統合型リゾート（IR）を推進するいわゆる「IR推進法」が昨年末に成立し、現在政府において、IR推進にあたり必要な法制上の措置を定めたIR実施法案の策定や、ギャンブル依存症対策への取組が進められているところです。</p> <p>大阪府・大阪市でも、「大阪の成長戦略」の具体的な取組の一つとして「内外の集客力強化」を挙げ、夢洲を軸とした大阪市内ベイエリアなどを念頭に「大阪にふさわしいIRのコンセプト案」がとりまとめられています。その中では、IRの構成要素の一つであるカジノについて、犯罪の増加や青少年への影響、依存症などが懸念されており、これらに対するセーフティネット対策にも十分な配慮が必要とされています。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の交換をしてみたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（行政部総務課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行っており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、自治会での回覧については、募集内容を市民に広く周知するため、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（税務部税政課・財政部財政課）</p> <p>消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税率が8%（地方消費税率は1.7%）に引き上げられました。また、消費税率10%への引上げ時期については、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となりました。</p> <p>消費税の税率引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、すべて子育て、医療、介護、年金などの社会保障のための財源となります。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p> <p>また、平成26年4月にまずは8%とされた消費税率引上げの目的は、我が国全体で問題となっている、少子高齢化に伴い増加が続く社会保障に関する国やすべての地方公共団体の負担増に対応するためです。</p> <p>これは、国及び地方公共団体において安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための、社会保障制度改革について基本的な考え方等が定められている社会保障制度改革推進法においても、「国民が広く受益する社会保障に係る経費をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用にかかる国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされているところです。</p> <p>このような税と社会保障の一体改革により、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源とすることで、「社会保障の充実」と「安定化」を進めるものです。</p> <p>国における取組みに加え、すべての地方公共団体においては、増収分を生活保護扶助費や障害者自立支援給付費など増加する既存の社会保障経費に充てるとともに、認定こども園への移行促進をはじめとした子ども・子育て支援新制度や、地域包括ケアシステムの構築、難病・小児慢性特定疾病への対応など、国が新たに充実を図った社会保障施策の地方負担分に充てることとされています。</p> <p>このように、消費税率の引上げは、国と地方全体において増加している既存の社会保障経費への対応や、国が進める社会保障の充実への取組みなど、中長期的に安定した社会保障制度の構築のために実施されたものです。</p> <p>本市においても、引き続き、この趣旨に沿って市民が安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項①（危機管理室危機管理課）</p> <p>市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。</p> <p>直近では、平成27年12月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を国に行ったところです。</p> <p>第4項②（危機管理室危機管理課）</p> <p>原発事故発生時など緊急時の対応につきましては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日部分改正）や関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成25年6月改定）、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」（平成26年修正）等に基づき、本市も「堺市地域防災計画」に放射線災害応急対策として定めており、国や府、関西広域連合等の防災関係機関、原子力事業者、報道機関等と連携し、原子力災害の状況や医療機関、交通規制、避難経路等の情報を、速やかに、正確でわかりやすく市民の皆さまへ提供してまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市非核平和施策の趣旨に沿った取組について、後援や協力を行っております。</p> <p>平成28年度には、平和を啓発するイベントに対する後援、平和を訴える行進やマラソンの受入れなどの協力をいたしました。</p> <p>第6項（人権部人権推進課）</p> <p>平成27年に平和安全法制関連2法が成立しましたが、国においては、さらに同法の国民への理解を得るための取組がなされているところです。</p> <p>そのような中、今も同法について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p> <p>第8項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円/年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円/年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。</p> <p>第10項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市では、がんを早期に発見し、女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などをもとに、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかった方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、平成28年度のがん検診の無料クーポン券については、国のがん検診推進事業等を活用し、新たに20歳、40歳となった方へ無料クーポン券を送付するとともに、平成23年度から平成27年度までの5年間市の実施している子宮がん検診及び乳がん検診を受診されていない方へも併せて無料クーポン券を送付しております。</p> <p>今後とも市民の皆様へがん検診の制度をより知っていただき、検診受診率向上に向けて取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施してまいりました。</p> <p>国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。</p> <p>これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。</p> <p>この施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組みを推進しているところです。</p> <p>なお、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（商工労働部産業政策課・雇用推進課・農政部農水産課）</p> <p>国においては、平成25年7月にTPP交渉に参加して以来、参加各国と議論を重ね、平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月にTPP協定が署名されました。</p> <p>国では中堅・中小企業の新たな市場開拓等の支援や、農林水産業の体質強化及び重要品目を中心とした経営安定・安定供給のための備え等に取り組むとしています。</p> <p>TPPにより、輸出相手国の貿易手続や、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化・簡素化され、投資ルールが整備されることで、大企業のみならず、優れた技術を有する中小企業も海外市場に進出することが容易になると考えられています。また、輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されることで、日本の優れた工業製品などを輸出しやすくなり、その結果として、国内の雇用や収入にも好影響を与えることが期待されています。さらに、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も海外に輸出しやすくなるとも考えられています。</p> <p>今後も、国と連携し、このようなTPPがもたらすチャンスを市内企業が有効に活用し、海外へのビジネス拡大とともに国内の雇用増等につながるよう取り組むとともに、農商工連携等によって本市農業の活性化や新たな付加価値の創造等も促してまいりたいと考えております。</p> <p>また、今後、新たな海外との取引のルール等が定められた場合、事業者等におかれては、何らかの影響を受けることも考えられます。今後も、内外の情勢等を踏まえ、国の法規則等の動向を注視しつつ、事業活動等に支障をもたらさないように必要な対策をとってまいります。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）</p> <p>近畿大学の再編構想では、泉ヶ丘駅前での医学部及び附属病院の開設に伴い、現在の近畿大学医学部堺病院は「閉院の予定」とされており、詳細については近畿大学から「現時点では決まっていない」と聞いております。閉院した場合の対応等に関する要望については近畿大学に伝えてまいります。</p> <p>近畿大学医学部等を設置する予定の区域は、府営三原台第1住宅及び泉ヶ丘プールを含む田園公園等の一部とするとしております。その範囲については決まっておりませんが、田園公園の減少分については別途公園機能を確保する方向で現在検討中であり、公園敷地として残る部分と併せて方針が決まり次第、市民の皆様にお知らせします。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（経営管理部経営企画課）</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引下げを実施することは難しいと考えております。</p> <p>一方、下水道使用料については、中期計画に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内（平成32年度まで）での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年第1回定例会（2月議会）に、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げる条例案を上程させていただいております。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（学校管理部保健給食課）</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めてまいります。</p> <p>第18項（学校教育部学校指導課）</p> <p>卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p> <p>第19項（教職員人事部教職員人事課）</p> <p>権限移譲に伴い、平成29年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、本市を含む政令指定都市においては、同法が定める標準のもと、当該政令指定都市が、義務教育諸学校の学級編制を行い、教職員の定数を定めることとなります。</p> <p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国に対し引き続き要望するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、これまでの研究成果を踏まえ、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p> <p>第20項（総務部学務課）</p> <p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p> <p>なお、支給の時期につきましては、申請年度の所得が確定する6月以降に認否決定を行うため、7月・12月・3月に支給しているところであり、入学用品費につきましては、できるだけ早期に支給するべく、7月支給に努めております。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（教職員人事部教職員人事課）</p> <p>府費負担教職員の人事評価につきましては、現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、大阪府教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うこととされております。授業アンケートは、この大阪府教育委員会の計画に位置付けられるものであり、子どもたちの授業の受け止めを問い、学校長が、教員の授業に関する評価を行う際の参考とするために実施しております。</p> <p>平成29年度からの権限移譲に向けて、教職員の人事評価につきましては、現在、本市において制度設計を行っているところです。</p> <p>第22項（中央図書館総務課）</p> <p>平成24年度に実施した「堺市立図書館分館利用者アンケート調査」では、「図書館サービスの中で最も拡充してほしいサービス」という質問に対し、「本や雑誌の拡充を希望する人」が最も多かったことから、市民が文化的でうるおいのある生活を営むため、平成25年度から4年間の計画で分館の図書館資料の充実に取り組んでまいりました。分館の開館時間延長につきましても課題と受け止めており、より一層の利便性向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p data-bbox="226 432 829 465">第23項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p data-bbox="226 474 1417 678">本市の放課後児童対策事業は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、当該基準を内容とする条例を制定し、条例に則り運営を行っております。「放課後児童クラブ運営指針」の内容につきましては、受託事業者に周知しており、業務仕様書において、業務目的として、堺市の条例に基づくこと及び国の「放課後児童クラブ運営指針」に規定される支援内容等に係る基本的な事項を踏まえることは明記しております。</p> <p data-bbox="226 687 1417 931">放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、平成28年度におきましては、当初の約4倍の1万人を超えており、今後さらに増加することが見込まれております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るためには、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p data-bbox="226 940 1417 1187">また、本事業の委託契約における業務仕様書におきましては、「委託期間の始期から確実に業務の履行ができるよう、受注者は学校との連絡調整、業務従事者の教育や前事業者などからの引継ぎ等の事前準備を十分に行い、業務運営が円滑に行われるよう対応すること。」と明記しており、十分に引継ぎを行うよう定めております。運営事業者が変更になる場合には、業務の円滑な引継ぎにもつながることから、指導員の方の意思を第一に尊重した上で、継続雇用について、新旧事業者に配慮をお願いしてまいります。</p> <p data-bbox="226 1196 1417 1272">なお、本市においては、学校施設などの既存資源を有効に活用しながら放課後児童対策事業を展開しており、児童館の設置は予定しておりません。</p> <p data-bbox="226 1323 659 1357">第24項（学校教育部学校指導課）</p> <p data-bbox="226 1366 1417 1482">チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施しており、本市におきましても参加をしているところです。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	消防局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項（予防部予防査察課）</p> <p>自力で避難することが困難な方々が主に入居する障害者施設等については、平成27年4月から面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなったところです。平成27年4月時点で既に運営されていた障害者施設等に対するスプリンクラー設備の設置については、平成30年3月末までの経過措置が設けられています。</p> <p>当設備については、共同住宅や戸建て住宅を活用した小規模な障害者施設等のうち特に自力で避難することが困難な障害支援区分4以上の方が入居者数の概ね8割を超える施設が対象となっております。</p> <p>設置が必要となった場合、現在ではスプリンクラー設備の代わりに居室毎に設置することが可能なパッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）もあり、比較的簡便な工事で設置が可能となっております。</p> <p>大阪市では、従業員数や近隣協力者の確保などソフト面を強化することにより、スプリンクラー設備の設置を緩和していることを承知しておりますが、本市では火災発生時に入居者の安全を確保するためには、法令どおりにスプリンクラー設備を設置することが最も有効であると考えておりますのでご理解のほどお願いします。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第2項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>消防設備の設置を促進するため、本市におきましては、現行の国の補助制度を活用するとともに、国に対して、消防設備の設置が円滑に進むよう、補助制度の充実と十分な財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第16号	所管局	健康福祉局
件 名	視覚障害者施策の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>日常生活用具の点字ディスプレイについては、以前から強くご要望をいただいているところです。日常生活用具の給付制度は、当初は国の制度であったため、点字ディスプレイの対象者について、本市では当時の国の基準を準用し、「視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者であって、必要と認められる者」としていましたが、このたび、平成29年度予算案において、給付対象者を「重度重複障害者」から「重度視覚障害者」に拡大しております。</p> <p>日常生活用具については、今後も、有用性などを勘案しながら、適切な給付となるよう検討してまいります。</p> <p>第2項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>また、本事業は初乗り運賃に対する助成のため、一度に複数枚の使用はできませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>第3項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、他のサービスも含めて総合的に利用見込みを考慮したうえで、支給決定を行う必要があることから、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。</p> <p>同行援護における利用時間につきましては、ガイドライン上基準時間を50時間としていますが、定期的な通院など社会生活上必要不可欠な外出につきましては、個別の状況に応じて基準時間を超えての支給量を認めているところです。</p>			

番 号	陳情第16号	所管局	建築都市局
件 名	視覚障害者施策の充実について		
<p>第4項（交通部公共交通課）</p> <p>本市では、平成23年度に事業者による可動式ホーム柵の設置を促進するため「堺市鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱」を設置しており、これまでも大阪市交通局に地下鉄御堂筋線の市内3駅の早期設置について要望を行ってきました。</p> <p>これに対して、大阪市交通局からは「御堂筋線の可動式ホーム柵の導入にあたっては、車両と扉の閉扉の安全確認のための時間を要するため停車時間が増加し、列車本数が減少し、混雑状況も悪化するという課題があり、現行のシステムのまま単純に可動式ホーム柵を設置することは困難な状況です。しかしながら、ホームからの転落の防止は鉄道事業者として重要な課題と認識しており、御堂筋線については全駅の設置をめざし課題解決の検討を進めます。」との回答がありました。</p> <p>については本市としまして、引き続き市内3駅への可動式ホーム柵の早期設置を大阪市交通局に強く求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	産業振興局
件 名	木材の利用促進について		
<p>第1項（農政部農水産課）</p> <p>本市では、森林の多面的な機能を維持し、快適な生活空間の形成や地球温暖化防止等が期待される木材の有効利用を図るため、市が整備する公共建築物において木材の利用促進を図ることを目的として、平成28年4月に「堺市木材利用基本方針」を策定しました。</p> <p>本方針におきましては、市が整備する低層の公共建築物の木造化に努めること、その他公共建築物の木質化及び公共建築物の改修等における木質化に努めることのほか、可能な限り東吉野村及び田辺市等の友好都市、関西広域連合内の国産材の利用に努めることを規定しています。</p> <p>今後は、木材利用の促進に関する情報収集及び市民等への情報発信に努めるとともに、大阪府の子育て施設木のぬくもり推進事業の活用等により、庁内連携を図りながら、本方針に基づいた公共建築物への木材利用を促進してまいります。</p> <p>第2項（農政部農水産課）（教育委員会事務局学校管理部施設課）</p> <p>学校の新築や増改築を行う際には、ランチルームや体育館の内装仕上げ材などに、木材を活用しております。また、幼稚園では、近年、新築や改築は行っておりませんが、保育室の内装仕上げ材などに木材を活用しております。</p> <p>今後、校舎の新築や増改築又は大規模な改修を行う際には、本市木材利用基本方針の趣旨に則り、木材の利用について検討するなど、次世代を担う子どもたちが木のぬくもりを肌で感じる環境づくりを進めます。</p> <p>また、公共建築物における木材利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民の皆様はその情報を提供することにより、木材利用の普及に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	建築都市局
件 名	木材の利用促進について		
<p>第3項（開発調整部建築安全課）</p> <p>ご提案されている、建築基準法やその他の法令に規定される容積率の緩和制度などへの国産材使用の要件化については、各々の制度の立法趣旨を鑑みて慎重に検討しなければなりません。例として挙げられた総合設計制度につきましては、内装の仕上げ材と容積率との関係性が薄いため同制度の活用は難しいと考える。また、ご提案いただきました省エネ性能の向上施策への木材活用につきましても、住宅・建築物への木材利用及び活用による省エネ評価についての判断基準規定がないため、難しいものと考えます。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	建築都市局
件 名	交通施策について		
<p>第1項 (交通部公共交通課)</p> <p>乗合タクシーは、日常の移動手段を確保するため、公共交通の空白地域と最寄りの鉄道駅や美原バスターミナルを結ぶルートで運行しており、特定の施設へのアクセスを目的とする停留所の設置は行っておりません。今後とも、利用者や沿線住民の方のお声をお聞きしながら、乗合タクシーが公共交通空白地域への対策であることを基本に、引き続き制度充実について検討してまいります。</p> <p>第2項 (交通部公共交通課)</p> <p>乗合タクシーは、「予約いただいた停留所間のみを運行することで目的地に早く到着していただける」、「経費の効率化も図られる」などの利点がございます。</p> <p>なお、一般タクシーも含めて配車を行っていることから、遅滞なく到着するために予約時間は2時間前までとしております。</p> <p>つきましては、更なる予約時間の短縮について、引き続き運行事業者と検討していきたいと考えております。</p> <p>第3項 (交通部公共交通課)</p> <p>乗合タクシーは、「一般タクシーと共用しながら車両を運用していること」「限られた体制の中で効率的な運行を図っていること」などから、更なる運行間隔の短縮は困難な状況です。</p> <p>なお、美原総合福祉会館などを利用しやすいよう運行ルートを変更することにつきましては、乗合タクシーの制度の主旨や他の交通事業者への影響などを踏まえながら、引き続き制度充実を検討してまいります。</p> <p>第4項 (交通部公共交通課) (美原区役所企画総務課)</p> <p>青南台地区は公共交通空白地域となっていることから、乗合タクシーの停留所を2カ所設置し、最寄りの鉄道駅や美原バスターミナルへのアクセスを確保しているところです。</p> <p>については、青南台地区から美原区役所へのアクセス性の向上に係るご要望につきましては、乗合タクシーの制度充実の中で検討してまいります。</p> <p>第5項 (交通部公共交通課) (美原区役所企画総務課・自治推進課)</p> <p>みはら区民まつりは、美原区域の住民・団体の協働により実施され、区自治連合協議会校区代表者らを委員として組織する「みはら区民まつり実行委員会」が主催しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、同実行委員会にお伝えするとともに、バス運行による利便性アップが図られ、参加者増が見込まれるかなどの観点での検討を提案してまいります。</p>			



番 号	陳情第19号	所管局	建築都市局
件 名	近畿大学医学部堺病院について		
<p>(ニュータウン地域再生室) (健康福祉局健康部健康医療推進課)</p> <p>近畿大学の再編構想では、泉ヶ丘駅前での医学部及び附属病院の開設に伴い、現在の近畿大学医学部堺病院は「閉院の予定」とされており、詳細については近畿大学から「現時点では決まっていない」と聞いております。閉院した場合の対応等に関する要望については近畿大学に伝えてまいります。</p>			



番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、本年度7月以降に、専用教室に加え、共用教室2室をのびのびルームの開設時間帯に専ら使用できるよう確保いたしました。共用教室の活用につきましては、利用状況に応じて、国の示す基準及び市の条例に則り、適切に使用するよう、指導主事によるルーム巡回の回数を増やし、運営事業者に対して指導を行うとともに、助言してまいります。</p> <p>また、共用教室をより活用しやすいように学校と調整し、状況に応じ、適時情報提供に努めながら、環境整備を進めてまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、児童おおむね40人以下を一の支援単位として支援の単位ごとに2人の指導員を配置することとしております。本条例に則り、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。</p> <p>また、児童の安全を図るため、規模に応じて主任指導員を補佐する役割として准主任・副主任指導員を配置しております。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所の確保に向けては、利用する児童の増加に的確に対応できるよう、増改築工事の中で、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努め、学校と調整することにより、子どもたちが快適に学び、遊ぶことができる環境を整備いたします。</p> <p>施設整備に当たり、これまでののびのびルームの室内環境を基本とし、運営事業者や保護者の方々の要望等をお聞きしながら、生活の場・活動の場として、ふさわしい室内環境の整備を検討してまいります。</p>			



番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項 (地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>本事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の放課後における健全な育成と子育て支援を図るため、適切な遊び及び生活の場を主とする活動の場を提供するものです。</p> <p>これまでの開室時間の延長に加えて、平成29年度は、夏季において5日間、年末年始では3日間、合わせて8日間の休室を廃止し、開室日の拡充を図ると共に、待機となった児童が隣接する学校の放課後児童クラブの利用を希望する場合に、隣接校までの移動の支援を実施することを検討しているところです。</p> <p>今後も、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現に取り組み、必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p>第2項、第3項、第4項 (地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>のびのびルームの運営に当たりましては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準おおむね1.65㎡を遵守してまいります。</p> <p>活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本とし、児童数増加に伴う校舎の増改築の際には、開設時間帯に専ら使用できる専用区画の整備を進めてまいります。また、既存の施設において、のびのびルームの活動場所の確保が困難となるような場合には、学校施設全体の状況も見定めた上で、別棟を建設することも検討してまいります。しかし、利用申込者数が増加傾向であることから、学校敷地内を基本としながら、当該小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用させていただく隣接制度といった方策を進めております。</p> <p>指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、児童おおむね40人以下を一の支援単位として支援の単位ごとに2人の指導員を配置することとしております。本条例に則り、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めております。</p> <p>平成29年度の国の予算案として放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が平成28年12月に示されたところです。</p> <p>指導員の処遇改善につきましては、国におきましても、現在、具体的な事業内容について検討を行っている段階とのことであり、今後、本市といたしましても、その動向を注視しながら、対応を検討してまいります。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市では、委託費用につきまして、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定し、契約を行います。</p> <p>また、運営事業者からは、支出目的や支出項目を示した見積書が提出されており、事業者選定においては、本事業の運営費であることを確認しております。</p> <p>本事業における契約は、業務全般の総額で契約する総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないため、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善してまいります。</p> <p>本事業は、事業運営を事業者に委託しており、委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。</p> <p>また、運営事業者から毎月提出される業務完了届及び業務報告により履行確認を行うとともに、指導主事による巡回により、業務完了後のみでなく日常において現地での履行確認も合わせて行ってまいります。</p> <p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>教育委員会におきましても、のびのびルーム利用者の不安を解消することは重要であると考えております。</p> <p>電話や来課、「市民の声」等で寄せられたお問い合わせに対しましては、個別の課題やご指摘について説明を行い、不安や疑問を解消できるよう取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>国の示した放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）第1条第2項では、「放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適正な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。」と規定しております。</p> <p>本市では、放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営においては、省令に定めるとおりとする旨を条例に規定しており、本条例に基づき業務を運営するに当たっては、安定的かつ継続的な運営委託を行うことができるよう、業務仕様書により運営水準を維持しております。</p> <p>今後も、受託事業者と連携しながら、事業運営の一層の向上に努めてまいります。</p>			



平成29年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

---

平成29年 4月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号  
1-B2-16-0051

